

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成30年10月18日（平成30年（行情）諮問第459号）

答申日：平成30年12月20日（平成30年度（行情）答申第360号）

事件名：特許庁長官が寄稿した特定文書の掲載に係る特許庁長官及び特許庁と特定新聞社とのやり取りに関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日付け特定新聞において、宗像特許庁長官が寄稿した、特定文書が掲載されているが、この特定文書掲載に関する宗像特許庁長官及び特許庁と特定新聞社とのやり取りに関する文書（例えば、特定文書掲載を依頼する文書、特定文書掲載を承諾する文書、掲載料に関する文書、特定文書作成に関する特許庁内部における検討書等）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月4日付け20180604特許6により特許庁長官（以下「特許庁長官」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求人すなわち開示請求者の請求内容

本件審査請求人すなわち開示請求者は、平成30年5月29日、行政文書開示請求書を特許庁長官に提出した。この行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には「特定年月日付け特定新聞において、宗像特許庁長官が寄稿した、特定文書が掲載されているが、この特定文書掲載に関する宗像特許庁長官及び特許庁と特定新聞社とのやり取りに関する文書（例えば、特定文書掲載を依頼する文書、特定文書掲載を承諾する文書、掲載料に関する文書、特定文書作成に関する特許庁内部における検討書等）。」旨、記載

している。

イ 行政文書不開示決定通知書の記載内容

この行政文書開示請求に対し、平成30年7月4日、行政文書不開示決定通知書が決定通知されており、不開示とした理由として「上記1に記載した文書は、宗像直子個人として対応したものであり、行政文書は、不存在である。」旨記載されている。

ウ 行政文書不開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記不開示決定は不当である。すなわち、特定文書に関する文章は、全て特許庁内の業務内容が記載されており、明らかに個人ではなく特許庁長官としての宗像直子氏が関与していると思われるものである。したがって、上記請求対象たる本件対象文書は、明らかに公文書に該当するというべきである。

よって、平成30年6月4日付けで請求のあった行政文書の開示について、法9条2項の規定に基づきなされた原処分を取り消す旨の決定を求める。

(2) 意見書（添付資料は省略）

ア 意見書提出の趣旨

（審査請求書と同旨の記載につき省略）

イ 理由

(ア) 審査請求人すなわち開示請求者の請求内容

（審査請求書と同旨の記載につき省略）

なお、参考までに特定年月日付特定新聞において、宗像特許庁長官が寄稿した、死去した職員の特定個人に対する特定文書の記載内容は次の通りである。

特定年月日の特定新聞朝刊特定頁左下の縦：約17センチ・横：約11センチの縦長の長方形の枠内において、各々縦方向及び横方向の2種類の大きな見出しとして右側に大きなフォントかつ太字で、縦方向に「（特定年月日付特定新聞記事の引用部分につき省略。以下この項において同じ。）」旨記載され、中間よりやや上側に中フォントかつ太字で、横方向に「（省略）」旨記載され、横三段の枠組構成で小フォントかつ細字で縦方向に、まず、「（省略）」旨の特定新聞社サイドの紹介文が記載され、一行空けて特定文書本文が次のように6段落の構成で記載されている。

（省略）

上記のごとく、特定文書は、2種類の見出し、特定新聞社サイドの紹介文及び特定文書本文の3部分から構成されている。

(イ) 行政文書不開示決定通知書の記載内容

（審査請求書と同旨の記載につき省略）

(ウ) 行政文書不開示決定通知書及び理由説明書の記載内容の検討

(審査請求書と同旨の記載につき省略)

これに対し、下記第3の4において「特定年月日の特定新聞に宗像直子が寄稿した特定文書については、「友人として」と始まり、寄稿者名として「宗像直子」の個人名のみが書かれていることから、あくまで職務外において宗像直子個人として寄稿したものであるため、特定新聞社とのやりとりに関する行政文書は存在しない。よって、本件対象文書は、業務遂行上に取得した文書ではなく、また特許庁が取得した文書には該当しない。」旨記載されている。

しかし、下記第3の4は客観的事実に反し不当かつ違法である。以下、詳細に説明する。

まず、法2条2項本文において「行政文書」の定義として「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（省略）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」（ただし書省略）旨規定している。下記第3の4の中で「宗像直子が寄稿した追悼文については、「友人として」と始まり、寄稿者名として「宗像直子」の個人名のみが書かれていることから、あくまで職務外において宗像直子個人として寄稿したものである」旨記載されているが、「友人として」の文言が存在するから行政文書に該当しないと形式的に判断できるものではなく、あくまで上記法2条2項本文における「行政文書」の定義に実質的に該当するか否かが判断されるべきである。同様に、「寄稿者名として「宗像直子」の個人名のみが書かれている」だけで行政文書に該当しないと形式的に判断できるものではなく、あくまで上記法2条2項本文における「行政文書」の定義に実質的に該当するか否かが判断されるべきである。また、下記第3の4の中の「本件対象文書は、業務遂行上に取得した文書ではなく、また特許庁が取得した文書には該当しない」の前段の「業務遂行上に取得した」の主語・主体が欠落しているが、この前段の「業務遂行上に取得した」の主語・主体は、前後の文章の流れから「宗像直子」と判断されるので、この主語・主体を挿入すると「本件対象文書は、宗像直子が業務遂行上に取得した文書ではなく、また特許庁が取得した文書には該当しない」となるので、本件対象文書の存在自体は自認した上ですなわち本件対象文書の保有を認めた上で本件対象文書は「宗像直子が業務遂行上に取得した文書ではなく」「特許庁が取得した文書には該当しない」すなわち「行政文書に該当しない」と主張していることになる。したがって、本件対象文書が行政文書に該当するの否かを上記法2条2項本文に

おける「行政文書」の定義から具体的かつ詳細に検討することを要することになる。なお、念のため宗像直子氏及び特許庁に述べておくが、宗像直子氏及び特許庁が特定文書作成時から現在に至るまで保有している本件対象文書を宗像直子氏及び特許庁の判断で改変したり隠匿したり廃棄したりすることは決してないよう注意願う。

宗像直子氏は、特定文書の寄稿及び掲載時（特定年月日）、経済産業省特許庁長官という「行政機関の職員」であり、特定文書は「文書、図画及び電磁的記録」に該当するので、特定文書が「職務上作成し、又は取得」されたものか否か、特定文書が「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」か否か、具体的には、特定文書が「経済産業省特許庁の職員が組織的に用いるものとして、経済産業省特許庁が保有しているもの」か否か、が問題となる。これらの点を明確にするために、宗像直子氏が特定文書をいかにして作成したのか、明確にしてもらいたい。具体的には、いつ、どこで、どのようにしてそしてどのような理由で特定文書を作成し特定新聞に寄稿したのか、を明確にしてもらいたい。より具体的には、宗像直子氏が特定文書を作成した場所は自宅か又は経済産業省特許庁内なのか、特定文書を作成した時間は職務時間内なのか又は職務時間外なのか、特定文書を作成した際経済産業省特許庁内のパソコン・プリンタ・ファックス等の機器や経済産業省特許庁内の机・椅子・筆記用具等の備品を使用したのか又は使用しなかったのか、特定文書を作成する際特定文書の内容について他の経済産業省特許庁職員又は元経済産業省特許庁職員と相談したのか又は一人だけで書いたのか、を明確にしてもらいたい。さらに、なぜ全国紙である特定新聞を寄稿先として選択したのか、なぜ他の全国紙等を寄稿先として選択しなかったのか、そもそも特許庁職員である特定個人に対する特定文書を特許庁長官である宗像直子氏が全国紙に寄稿する目的はどこにあったのか、常識的に考えると自己がトップを務める組織に勤務する職員に対する特定文書を寄稿する雑誌等は当該組織内の雑誌例えば特定文書であるなら、死去した特許庁職員である特定個人は特定官職という特定職員であるので特定官職の集まりである特定団体の雑誌か又は特許行政に関する日刊の刊行物である特定刊行物等に掲載するのが本筋であると思うのであるが、なぜ、特許庁職員である特定個人に対する特定文書を特許庁や特許業界とは直接的な関係を持たない一般国民が読者である全国紙の特定新聞に寄稿する必要があったのか、明確にしてもらいたい。

次に、本件開示請求者すなわち本件審査請求人が特定文書の存在

を知ったのは、特定文書掲載時（特定年月日）から約半年後であるが、特定文書を読んで本件審査請求人が強く感じたことは、上記疑問点に加え、本件審査請求人は特定年月に実施された特許庁の外郭団体である特定法人の特定システムの民営化（特定法人の一部民営化）が業務上横領罪等の犯罪に該当するとして当該民営化後現在に至るまで足掛け17年以上の間、特許庁長官等に対し数百件レベルの情報公開請求をしつつ追及してきたが、特定文書に特許庁長官である宗像直子氏の特定システムやシステム最適化施策等の特許庁の情報システムに対する認識が明確に表現されているとともに死去した職員の特定個人が特許庁の情報システムの開発に直接関与していることである。具体的には、特定文書中の「（省略）」の文章が決定的である。この文章をなぜ特定文書の中に挿入したのか？この文章を特定文書の中に書くことにより一般国民に対し何を知らせ何を伝えようとしたのか？この文章を本当に宗像直子氏が一個人として一人で作成したのか？宗像直子氏が特許庁長官に就任してからわずか3～4か月目にこの文章を本当に一個人として一人だけで書くことができたのか？これらの疑問点を背景にして、以下、まず上記情報公開請求により入手した開示資料等により明確になった特許庁の情報システムに関する特定システム民営化や特定年最適化施策によるシステム化の失敗の具体的内容及び具体的経緯等を説明し（下記a）、次に死去した職員の特定個人の略歴（下記c）及び特許庁長官の宗像直子氏の略歴（下記d）を簡単に説明し、さらにこれらの内容（下記a、c及びd）を基礎として特定文書の内容を段落毎に詳細に検討し（下記e）、最終的に特定文書に関する上記請求対象たる本件対象文書が行政文書に該当することを明確にする（下記f）。

- a 特許庁の情報システムに関する特定システム民営化や特定年最適化施策によるシステム化の失敗の具体的内容及び具体的経緯等（省略）
- b 特定施策開始・特定事業開始・特定システム民営化・システム化失敗の特許庁情報システムに関する犯罪成立性について（省略）
- c 死去した職員の特定個人の略歴（インターネット検索や情報公開請求の開示資料等による）（省略）
- d 特許庁長官の宗像直子氏の略歴（インターネット検索や情報公開請求の開示資料等による）（省略）

e 特定文書の内容に対する段落毎の検討

(a) 特定個人死去から宗像直子氏の特定文書掲載時までの想定される時系列

本件審査請求人は、特許庁長官の宗像直子氏とも亡くなった特定個人とも面識はなく会話・対話した経験もないので上記二人の経歴や現在におけるインターネット等における公開情報から常識的かつ合理的に推測するしかないのであるが、特定文書の掲載に関しおおむね次のような時系列を推測・想定することができる。

- ・ 特定年月日 1， 特定個人死去。
- ・ 特定年月日 2， 多分， 特定個人死去後初の稼働日であるこの日に又は遅くとも特定年月日 4 までに宗像直子氏が特定文書を作成し特定新聞に寄稿する？
- ・ 特定年月日 3， 多分， 宗像直子氏と特定新聞社との間で特定文書の内容に関し修正依頼や修正案の提示がなされる？
- ・ 特定年月日 4， この日の夕方又は遅くとも深夜までに特定文書の内容が確定される。
- ・ 特定年月日， 宗像直子氏が特定文書を特定新聞朝刊に掲載・発表する。
- ・ 特定年月日 5 以降， 多分， 特定新聞社から宗像直子氏に特定文書の掲載料が支払われる？又は掲載料支払いはなかった可能性もある？

上記した特定個人死去から宗像直子氏の特定文書掲載時までの想定される時系列から非常にスピード感のある対応がなされていることがわかる。すなわち、特定個人が亡くなった特定年月日 1 から特定文書が掲載された特定年月日までわずか 4 日である。特定文書が掲載されたのが特定年月日付の特定新聞朝刊であるから前日の特定年月日 4 の深夜までには特定文書の内容が確定していることになる。したがって、特定個人が亡くなった特定年月日 1 の直後から特定年月日 4 深夜までの実質 3 日すなわち約 72 時間以内に宗像直子氏が特定文書の作成開始・作成完了・特定新聞社への寄稿を実行していることになる。このスピード感のある対応から邪推すると、特定個人の死去後すぐに宗像直子氏が特許庁総務部等の特許庁職員に特定文書作成の指示を出し宗像直子氏と当該特許庁職員との共同作業で特定文書を作成するか、又は特定個人の死去が予想されたことから実際の死去日の特定年月日 1 よりも前に宗像直子氏が特定文書の作成・寄稿を決意し特定文書を実際の死去前から用意していた

か又は特許庁職員に用意させていた可能性も考えられる。これらの点を明確にするために、特定文書の作成開始・作成完了・特定新聞社への寄稿の実際の時系列の詳細を明らかにしてもらいたい。具体的には、宗像直子氏自身が特定文書の作成・寄稿を決意したのはいつなのか、又はまず他の特許庁職員又は元特許庁職員が特定文書の作成・寄稿を決意しその後宗像直子氏に特定文書の作成・寄稿を促し、その後宗像直子氏が特定文書の作成・寄稿を決意したのか、明確にしてもらいたい。もし、「まず他の特許庁職員又は元特許庁職員が特定文書の作成・寄稿を決意しその後宗像直子氏に特定文書の作成・寄稿を促し」たならば、「まず特定文書の作成・寄稿を決意しその後宗像直子氏に特定文書の作成・寄稿を促し」た他の特許庁職員又は元特許庁職員の氏名及び特定文書の作成・寄稿を促した理由や経緯に関する具体的言動を明確にしてもらいたい。

特定文書の掲載から約2カ月後に発行された特定雑誌に年頭所感として特許庁長官の宗像直子氏はその冒頭において次のように記載している。「(省略)」この記載を真に受けると、「(省略)」の記載文言から宗像直子氏が特許庁長官に就任した際は、特許庁の管轄対象たる産業財産権を含む知的財産の初心者であり、就任後に様々な知財関係者と意見交換をし、知的財産に関する実態や実務を学ばれているようである。自動化やIoT関連の技術の進展による生産性革命が叫ばれ、迅速かつ的確な行政刷新が求められる中で、知的財産の初心者の特許庁長官に任命するという長官任命システムの在り方も問題となし得るが、この点はひとまずおくとして、少なくとも特許庁長官に就任した際宗像直子氏は知的財産の初心者であること及び長官就任後知的財産に関する実態や実務を学ばれていることを前提にして第1段落から第6段落まで各段落ごとに特定文書の詳細を検討してみる。

(b) 第1段落「(省略)」

(第1段落の検討)

亡くなった特定個人は、死去時特定役職であるから、組織人事構造から見ると長官である宗像直子氏からは3ランク下の部下である。特許庁のトップすなわち長官である宗像直子氏が3ランク下の部下である特定個人を「友人」と呼ぶのはいかがなものか、とも思うが、友人の定義や使い方には各個人ごとに種々あり得るし、定まった固定的定義も存在しないので十分あり得ることでもあると思う。また、産業財産権を管轄する行政

機関である特許庁による産業財産権行政の一体的運営の必要性やこれに伴う特許庁全職員の協力体制の構築の必要性から特許庁職員を一括して「战友」とか「同僚」とか表現することも可能であるのでこの点はさほど問題とするほどでもないように思う。「(省略)」の記載は、特許庁長官に就任した直後における特許庁内の勤務時間内の出来事を表現したものであるため、明らかに個人としてではなく特許庁長官としての宗像直子氏がこの記載内容を書いたと見るべきである。

(c) 第2段落「(省略)」

(第2段落の検討)

「(省略)」 「(省略)」の記載文言から、亡くなった特定個人は、宗像直子氏が特許庁長官に就任した時点で既に闘病生活を送られていたようであるが、原則として一行政機関のトップが行政機関の職員に関し闘病生活の実態を察知されるような内容を日刊新聞という広く一般国民が読む媒体に公表すべきではない。すなわち、行政機関の職員である亡くなった特定個人及びその遺族の各個人としてのプライバシー保護の観点から一行政機関のトップが当該行政機関の職員に関し闘病生活の実態を察知されるような内容を公表するのは控えるべきである。特定文書の作成・寄稿時、宗像直子氏は、特定文書の内容や発表に関し亡くなった特定個人の遺族の了解を取ったのか、又は特定個人の遺族の了解を一切取ることなく特定文書を作成・寄稿したのか、可能な範囲で明確にしてもらいたい。

(d) 第3段落「(省略)」

(第3段落の検討)

上記(c)の検討と同様である。なお、最後の3つ目の文章は伝聞の形式で記載されているが、誰からの伝聞であるのか、可能な範囲で明確にしてもらいたい。

(e) 第4段落「(省略)」

(第4段落の検討)

最初の1つ目の文章の「(省略)」の記載は、特許庁内の審査官の人事・配属関係を表したものであるため、明らかに個人としてではなく特許庁長官としての宗像直子氏がこの記載内容を書いたと見るべきである。

(省略)

いずれにせよ、これらのことから、特定文書は特許庁長官の宗像直子氏の特定文書を利用した特許庁による特定システム民営化等の犯罪行為の組織的隠蔽工作であるので、特許庁の宣

伝広報活動に該当するものであり、特定文書は明らかに個人としてではなく特許庁長官としての宗像直子氏が作成・寄稿した公文書たる行政文書というべきである。

(省略)

(f) 第5段落「(省略)」

(第5段落の検討)

第5段落の1つ目の文章の「(省略)」の記載は、明らかに特許庁内の審査官の人事・配属関係を表現したものであるため、個人としてではなく特許庁長官としての宗像直子氏がこの記載内容を書いたと見るべきである。2つ目の「(省略)」の記載は、明らかに特許庁内の職場の人間関係を表現したものであるため、個人としてではなく特許庁長官としての宗像直子氏がこの記載内容を書いたと見るべきである。3つ目の「(省略)」の記載は、明らかに亡くなった特定個人の特許庁内の職場の在り方に関する考えを表現したものであるため、個人としてではなく特許庁長官としての宗像直子氏がこの記載内容を書いたと見るべきである。

(省略)

いずれにせよ、これらの記載は、特許庁内の業務内容に深く関係するとともに特許庁の広報宣伝活動の機能も有しているため、個人としてではなく特許庁長官としての宗像直子氏が作成・寄稿したというべきことは論を待たないところである。

(省略)

(g) 第6段落「(省略)」

(第6段落の検討)

特定文書の第6段落の1つ目の文章の中の「(省略)」の文言は、宗像直子氏が特許庁長官としての仕事を頑張るとともに特許庁の各職員が仕事を頑張ることを含意しており、一般国民に対してよりも特許庁の全職員を名宛人として亡くなった特定個人を追悼する意図が大きく表現されている。この点からもこの文章は、個人としてではなく特許庁長官としての宗像直子氏が作成・寄稿したというべきである。2つ目の文章の「(省略)」の記載は特許庁全職員を代表してトップである特許庁長官が弔辞を読んでいるようなものであり、明らかに個人としてではなく特許庁長官としての宗像直子氏が特定文書を作成・寄稿したというべきである。従って、最後に「宗像直子」と個人名が記載されているから特許庁長官としてではなく個人として特定文書を作成・寄稿したというべきではないことは明らかで

ある。

f 特定文書に関する上記請求対象たる本件対象文書の行政文書該当性について

以上、特定文書を各段落ごとに検討してきたが、宗像直子氏が個人として書いたと認められる文章は一文章もなく例外なく全ての文章が特許庁長官としての宗像直子氏が書いたと認められるものである。冒頭で記載したごとく、特定文書は、2種類の見出し、特定新聞社サイドの紹介文及び追悼文本文の三部分から構成されているが、記載が目立つ見出しの中だけでも宗像直子氏の呼称に関し「(省略)」と記され、亡くなった特定個人の呼称に関し「(省略)」と記され全ての呼称で特許庁等の行政機関内の役職名が記載され、さらに特定新聞社サイドの紹介文においても宗像直子氏の呼称に関し「(省略)」と記され、亡くなった特定個人の呼称に関し「(省略)」と記され全ての呼称で特許庁等の行政機関内の役職名が記載されており、特定新聞の一般読者がこの特定文書を見ると、必ず、特許庁長官の宗像直子氏が書いた特許庁職員に対する特定文書とみることはまず間違いないので、特許庁長官としての宗像直子氏が書いたと認められるものである。

特に、上記したごとく、特定文書の第4段落目の「(省略)」は、過去の特定システム民営化から続くシステム化の失敗を切り抜けようとする特許庁の広報宣伝活動を担った文章であるので、特定文書全体として見ると特許庁の業務遂行のための文書であることは間違いなく法2条2項に規定する「行政文書」に該当することになり、この当然の結果として本件対象文書も明らかに「行政文書」に該当することになる。

なお、上記した検討から特定文書は特許庁の広報宣伝活動を担った文書であるので特定文書とともに上記請求対象に係る書面は、個人としてではなく特許庁長官としての宗像直子氏が書いた行政文書というべきものであり、この特定文書の掲載料は当然に国庫に帰属するものというべきである。特定新聞社から宗像直子氏に対して特定文書の掲載料が支払われているのか、支払われていないのか、この支払いの有無を明確にしてもらいたい。もし掲載料が支払われている場合は宗像直子氏が個人として収受していると考えられるが、この掲載料の確定申告は行っているのか、明確にしてもらいたい。上記のごとく、特定文書の掲載料は本来国庫に入るべきものである。この掲載料の支払いの有無及び収受した掲載料の取扱いを明確にしてもらいたい。

なお、上記のごとく、特定文書が特許庁長官としての宗像直子氏が書いた職務遂行のための行政文書とすると、特定文書は「法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」旨規定する著作権法（昭和45年法律第48号）15条1項に該当する可能性が大きく出てくる。もし、特定文書が法人著作とみなされると、特定文書の著作者は特許庁（国）ということになり、特定文書の著作権は特許庁（国）に属する国有財産であることになる。特に、特定文書は職務遂行のための文書であるとする特定文書の著作権は行政財産たる国有財産であることになり、国有財産法（昭和23年法律第73号）18条1項により特定文書の著作権の処分は原則禁止されながらも同条6項により「その用途又は目的を妨げない限度内において、その使用又は収益を許可することができる」ことになる。特定文書は、紙の特定新聞だけでなくデジタルの特定新聞にも転載されているとともに他の刊行物にも掲載されているのを見たことがあるが、特定文書における送信可能化権や複製権等の著作権に関する契約関係を明確にしてもらいたい。

よって、平成30年6月4日付けで請求のあった行政文書の開示について、法9条2項の規定に基づきなされた原処分を取消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

- (1) 審査請求人は、平成30年5月29日付けで、法3条の規定に基づき、処分庁に対し、「特定年月日付け特定新聞において、宗像特許庁長官が寄稿した、特定文書が掲載されているが、この特定文書掲載に関する宗像特許庁長官及び特許庁と特定新聞社とのやり取りに関する文書（例えば、特定文書掲載を依頼する文書、特定文書掲載を承諾する文書、掲載料に関する文書、特定文書作成に関する特許庁内部における検討書等）。」を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同年6月4日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書について不開示とする原処分を平成30年7月4日付けで行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、平成30年7月23日付けで、処分庁に対

して、原処分における不開示決定は不当であり、本件対象文書を特定し開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月24日付けでこれを受理した。

- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る行政文書の概要

本件審査請求人すなわち開示請求者は、平成30年5月29日、行政文書開示請求書を処分庁に提出した。本件開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には「特定年月日付け特定新聞において、宗像特許庁長官が寄稿した、特定文書が掲載されているが、この特定文書掲載に関する宗像特許庁長官及び特許庁と特定新聞社とのやり取りに関する文書（例えば、特定文書掲載を依頼する文書、特定文書掲載を承諾する文書、掲載料に関する文書、特定文書作成に関する特許庁内部における検討書等）。」と記載されている。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し処分庁は、平成30年7月4日付けで、「特定年月日付け特定新聞において、宗像特許庁長官が寄稿した、特定文書が掲載されているが、この特定文書掲載に関する宗像特許庁長官及び特許庁と特定新聞社とのやり取りに関する文書（例えば、特定文書掲載を依頼する文書、特定文書掲載を承諾する文書、掲載料に関する文書、特定文書作成に関する特許庁内部における検討書等）。」を対象とする原処分を行った。行政文書不開示決定通知書において文書を不開示とした理由は、「当該文書は宗像直子個人として対応したものであり、行政文書は不存在である。」である。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、「特定文書に関する文章は、全て特許庁内の業務内容が記載されており、明らかに個人ではなく特許庁長官としての宗像直子氏が関与していると見るべきものであり、本件対象文書は明らかに公文書に該当するというべきである。」と主張している。

これに対して、以下のとおり検討する。

特定年月日付け特定新聞に宗像直子が寄稿した特定文書については、「友人として」と始まり、寄稿者名として「宗像直子」の個人名のみが書かれていることから、あくまで職務外において宗像直子個人として寄稿したものであるため、特定新聞社とのやり取りに関する行政文書は存在しない。

よって、本件対象文書は、業務遂行上に取得した文書ではなく、また特

許庁が取得した文書には該当しない。

5 結論

以上のことから、原処分は妥当なものであって、審査請求人の主張は、原処分の正当性を覆すものではない。したがって、本件審査請求については棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月4日 審議
- ④ 同月10日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

イ 本件開示請求については、宗像特許庁長官が特定年月日付け特定新聞に寄稿した特定文書の掲載に関する宗像特許庁長官及び特許庁と特定新聞社とのやり取りに関する文書並びに特定文書の掲載に関して特許庁内で作成された文書の開示を求めるものと解した。

ウ 本件開示請求に係る特定文書の寄稿は、「講演等に係る職員の綱紀の保持について」（平成24年3月30日経済産業大臣訓令。以下「訓令」という。）に定める「講演等」に該当する。

エ 訓令においては、(i) 公務として講演等を行う場合又は(ii) 公務外として職務に関する講演等を行う場合は、その概要（報酬及び旅費の有無、時間及び場所、官職の肩書の使用の有無、主題及び内容等）が訓令に従ったものであるかについて、事前に上司等の確認を受けるものとする旨規定しているが、本件開示請求に係る特定文書の寄稿は、公務外として、かつ、職務に関しない講演等を行う場合に該当するため、上記の(i)及び(ii)には該当しないと考えられる。

また、訓令においては、公務外として、かつ、職務に関しない講演等であっても、官職の肩書を使用する場合は、当該肩書の使用につ

いて、事前に上司等の確認を受けるものとする旨規定している。なお、当該確認については、特段の書式等は定められておらず、口頭で行うこともあり得る。

しかしながら、特定文書中に特許庁長官の肩書は使用されていないことから、特定文書の寄稿については、官職の肩書の使用について上司等の事前確認が必要な場合には該当しないと考えられ、実際、本件開示請求に係る特定文書の寄稿に際して、訓令に基づきいかなる事前確認も行っていない。したがって、当該事前確認に係る文書は作成も取得もしていない。

オ また、特定文書の寄稿について、特定新聞社から特許庁に依頼はなかったことから、特定文書の寄稿について、特許庁と特定新聞社との間でやり取りは一切行われておらず、特定文書の寄稿について報酬も発生していないことから、特定新聞社との間のやり取りに関する文書は、作成も取得もしていない。

カ なお、本件開示請求文言には、「特定新聞社とのやり取りに関する文書」の例示として「特許庁内部における検討書等」との記載があり、本件開示請求の対象は、特定新聞社との間のやり取りそのものに限定されないと解する余地があったことから、本件審査請求を受け、特定文書が特定年月日付け特定新聞に掲載された後、特許庁内において、当該新聞記事を回覧した事実及び当該新聞記事の回覧に係る文書の作成・取得の有無を確認したものの、特定文書が掲載された新聞記事に、特定新聞社とのやり取りに関する文書又は特定文書の寄稿に係る検討文書等を付して回覧した事実は確認できず、当該回覧に係る文書の存在も確認できなかった。

(2) 諮問庁から訓令の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)エの諮問庁の説明のとおりであった。

特許庁においては、本件開示請求に係る特定文書の寄稿に際して、訓令に基づきいかなる事前確認も行っていないとのことであるから、当該説明を踏まえると、本件対象文書を保有していない旨の諮問庁の説明は否定し難い。また、上記(1)オの諮問庁の説明によれば、当該寄稿について報酬は発生していないとのことであるから、当該寄稿は、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）が定める贈与等報告書を提出しなければならない場合に該当するものではないと解され、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久